

別表（第3関係）

	補助金の名称	対象事業	対象事業の概要等	補助率	備考
1	スポーツ活動振興費補助金	<p>(1) 県大会規模等への参加費補助事業</p> <hr/> <p>(2) 九州大会規模等以上への参加費補助事業</p> <hr/> <p>(3) オープン大会等への参加事業</p>	<p>全島的に組織された体育・スポーツ団体等の大会において、上位大会の出場権を得、対馬市又は長崎県等の代表として県大会規模等以上の大会に参加する団体及び個人とする。ただし、対馬市体育協会、対馬市中学校体育連盟等が派遣する大会及び島内外においての合宿・記録会・交流試合等は対象外とする。</p> <hr/> <p>九州北部3県(長崎県・佐賀県・福岡県)内で開催される、郡市規模以上のオープン大会等(市及び学校長が認めるもの)において、自主的に参加する団体及び個人の対象とする。更に上位大会への出場権を得た場合は、(1)又は(2)の参加対象とする。</p>	<p>(1) 3分の2以内の額</p> <hr/> <p>(1) 5分の4以内の額</p> <hr/> <p>(1) 3分の1以内の額</p>	<p>(1) 1泊2日を上限とする。</p> <p>(2) 予選会等があり3チーム以上参加する場合            ① 1位：100分の50            ② 2位：100分の40            ③ 3位以下：100分の35</p> <p>(3) 引率者の補助対象            ①団体：大会要項に定められた監督又はコーチから1名            ただし、参加選手が10名を超える場合は2名            ②個人：指導者又は保護者等1名</p> <p>※ 旅費を対象とする。</p> <hr/> <p>(1) 3泊4日以内とする。            九州大会規模以上への参加回数を年度内4回以内。            (個人をカウント)            (県大会規模以上の大会等においてベスト8以上の団体又は個人を対象とする。)</p> <p>(2) その他、県競技団体等の推薦により九州大会規模以上に参加する場合            ① 県大会規模以上の大会等により成績がベスト4以上            4/5以内            ② 県大会規模以上の大会等により成績がベスト4未満            2/3以内</p> <p>(3) 引率者の補助対象            ①団体：大会要項に定められた監督又はコーチから1名            ただし、参加選手が10名を超える場合は2名            ②個人：指導者又は保護者等1名</p> <p>※ 旅費を対象とする。            ※ 国外の参加は対象外とする。</p> <hr/> <p>(1) 1泊2日を上限とする。            (年度内1回に限る。)</p> <p>(2) 引率者の補助対象            ①団体：大会要項に定められた監督又はコーチから1名            ただし、参加選手が10名を超える場合は2名            ②個人：指導者又は保護者等1名</p> <p>※ 旅費を対象とする。</p>

	補助金の名称	対象事業	対象事業の概要等	補助率	備考
		<p>(4) その他青少年のスポーツ活動の振興及び育成補助事業</p> <p>① 長崎県、長崎県体育協会及びその公認の各競技団体、日本体育協会及びその公認の各競技団体等から県及びブロック強化指定選手（団体含む。）等に指定又は選抜され、島外で行われる大会・練習・合宿・記録会等に参加する事業。</p> <p>② 長崎県、長崎県体育協会及びその公認の各競技団体、日本体育協会及びその公認の各競技団体等が主催する大会・練習会・合宿・記録会等に対馬からの参加枠があり、市競技団体からの推薦により参加する事業</p> <p>③ 長崎県（他県含む。）規模以上等での受賞式・報告会等に参加する事業。</p> <p>④ 島内で行われる県大会規模以上（壱岐・対馬大会等含む。）等の大会について運営費の一部を補助対象とすることができる。</p>	<p>児童・生徒を対象としたスポーツ活動の振興及び競技力の向上、人材の育成を図ることを目的に行われる事業とする。</p>	<p>(1) 2分の1以内の額</p>	<p>(1) 指定・選抜選手等</p> <p>(2) 受賞・報告会等</p> <p>(3) 県又はブロック選抜及び強化合宿については、1団体・個人につき年6回以内に限る。</p> <p>(4) 引率者の補助対象 ①団体：大会要項に定められた監督又はコーチから1名 ただし、参加選手が10名を超える場合は2名 ②個人：指導者又は保護者等1名</p> <p>(5) 運営費補助 20,000円以内</p> <p>(6) その他 その都度協議する。</p> <p>※ (1)・(2)については、旅費を対象とする。</p>
		<p>(5) その他のスポーツ活動事業</p>			<p>(1) その都度協議する。</p>
2	文化活動振興費補助金	<p>(1) 県大会規模等への参加費補助事業</p> <p>(2) 九州大会規模等以上への参加費補助事業</p>	<p>対馬市又は学校部活動及び各種芸術・文化活動を行う団体の代表として、県大会規模等以上の大会・発表会等に参加する団体及び個人を対象とする。</p> <p>① 対馬市又は学校長及び民間芸術・文化活動団体長が推薦等をする団体及び個人。</p> <p>② 長崎県及び国・県レベル等の公共的団体、民間の芸術・文化活動団体長等が推薦（指定）等をする団体及び個人。</p> <p>③ 個人的指導（教室・塾等）等を行う、指導者・講師等からの推薦に基づき県大会規模等以上へ参加する場合は、学校長が認めるものに限り対象とする。ただし、個人的レッスン等に参加する場合は、対象としない。</p>	<p>(1) 3分の1以内の額</p> <p>(1) 5分の4以内の額</p>	<p>(1) 1泊2日を上限とする。</p> <p>(2) オープン参加の場合、年度内2回以内に限る。</p> <p>(3) 九州北部3県（長崎県・佐賀県・福岡県）内で開催（個人をカウント）</p> <p>(4) 引率者の補助対象 ①団体：大会要項に定められた指導者から1名 ただし、参加者が10名を超える場合は2名 ②個人：指導者又は保護者等1名</p> <p>※ 旅費を対象とする。</p> <p>(1) 3泊4日以内とする。</p> <p>(2) 九州大会規模以上への参加回数を年度内4回以内に限る。</p> <p>(3) 引率者の補助対象 ①団体：大会要項に定められた指導者から1名 ただし、参加者が10名を超える場合は2名 ②個人：指導者又は保護者等1名</p> <p>※ 旅費を対象とする。 ※ 国外の参加は対象外とする。</p>

	補助金の名称	対象事業	対象事業の概要等	補助率	備考
		(3) その他青少年の芸術・文化活動の振興及び育成補助事業	<p>児童・生徒を対象とした芸術・文化活動の振興及び技術力の向上、人材の育成を図ることを目的に行われる事業とする。ただし、島内外においての合宿・合同練習・島内での演奏会・発表会等は対象外とする。</p> <p>① 島内において、伝統芸能保存活動を行っている団体及び個人。 (注) 伝統芸能保存活動とは、盆踊り・太鼓等、島内の地区等に伝わる伝統的な芸能を保存継承していることを目的に活動しているものとする。ただし、伝統芸能保存活動の中で、創作的芸能活動を行っているものも含むものとする。</p> <p>② 芸能・文化活動の振興を図るため、活動団体及び個人を指定し、本市及び長崎県等を代表する人材を海外で育成する事業。</p> <p>③ 長崎県(他県含む。)規模以上等での受賞式・報告会等に参加する事業。</p>	(1) 2分の1以内の額	<p>(1) 指定・選抜団体(者)等</p> <p>(2) 受賞・報告会等</p> <p>(3) 伝承芸能活動費 事業計画等によりその都度協議する。</p> <p>(4) 引率者の補助対象 ① 団体：大会要項に定められた指導者から1名 ただし、参加者が10名を超える場合は2名 ② 個人：指導者又は保護者等1名</p> <p>(5) その他 その都度協議する。</p> <p>※ (1)・(2)については、旅費を対象とする。 ※ 活動費を対象とする。</p>
		(4) その他の文化活動事業			(1) その都度協議する。
3	地域間交流及び国際交流活動振興費補助金	(1) 地域間交流補助事業	<p>① 対馬市及び市内の学校・民間団体等が、島内の児童・生徒を対象とし、島外で行う地域間交流事業。</p> <p>② 対馬市及び市内の学校・民間団体等が、島内・島外の児童・生徒を対象とし、島内で行う地域間交流事業。</p> <p>③ 民間団体等が行う場合は、地域間交流に係る参加者負担金等を徴収する事業を対象とする。</p>	<p>(1) 島外で行う事業 3分の2以内の額</p> <p>(2) 島内で行う事業 2分の1以内の額</p>	<p>(1) 2泊3日以内とする。</p> <p>(2) 事業計画等によりその都度協議する。 交流活動にかかる経費を対象とする。 (需用費・会場使用料・車借上料等)</p>
		(2) 国際交流補助事業	<p>① 対馬市及び市内の学校・民間団体等が、島内の児童・生徒を対象とし、国外で行う国際交流事業。</p> <p>② 対馬市及び市内の学校・民間団体等が、島内・国外の児童・生徒を対象とし、島内で行う国際交流事業。</p> <p>③ 民間団体等が行う場合は、国際交流に係る参加者負担金等を徴収する事業を対象とする。</p>	<p>(1) 国外で行う事業 5分の4以内の額</p> <p>(2) 島内で行う事業 2分の1以内の額</p>	<p>(1) 3泊4日以内とする。</p> <p>(2) 事業計画等によりその都度協議する。 交流活動にかかる経費を対象とする。 (需用費・会場使用料・車借上料等)</p>

	補助金の名称	対象事業	対象事業の概要等	補助率	備考
		(3) その他青少年の交流活動の振興及び育成補助事業		(1) 島外で行う事業 3分の2以内の額  (2) 島内で行う事業 2分の1以内の額	(1) 2泊3日以内とする。  (2) 事業計画等によりその都度協議する。交流活動にかかる経費を対象とする。(需用費・会場使用料・車借上料等)  (3) その他 その都度協議する。
4	体験学習活動振興費補助金	(1) 農林水産・商工観光・消防医療・保健福祉・自然環境・ボランティア活動等の活動補助事業  ① 農林・水産、観光・商工、消防・医療、保健・福祉、自然・環境、ボランティア活動等の体験学習活動事業。  ② 国内及び国外研修等派遣事業対馬市及び市内の学校・民間団体等が、国際化社会への人材の育成、技術の習得等に対応するための学習及び研修等を目的とした、国内又は国外で行う研修等派遣事業。  ③ 民間団体等が行う場合は、研修等派遣事業に係る参加者負担金等を徴収する事業を対象とする。	対馬市の将来を担う青少年を育成するために、地域や企業等との協働による各分野の体験(研修等含む。)活動事業とする。	(1) 島外で行う事業 3分の2以内の額  (2) 島内で行う事業 2分の1以内の額	(1) 3泊4日以内とする。  (2) 事業計画等によりその都度協議する。体験活動にかかる経費を対象とする。(需用費・会場使用料・車借上料等)
		(2) その他青少年の体験学習活動の振興及び育成補助事業		(1) 島外で行う事業 3分の2以内の額  (2) 島内で行う事業 2分の1以内の額	(1) 2泊3日以内とする。  (2) 研修等については、必要な期間とする。  (3) 事業計画等によりその都度協議する。体験活動にかかる経費を対象とする。(需用費・会場使用料・車借上料等)  (4) その他 その都度協議する。
		(3) その他の体験学習活動事業			※ その都度協議する。
5	離島留学支援事業費補助金	離島留学におけるホームステイ費及び帰省に要する経費補助事業	本土の小学校や中学校から生活の場を本市に移し、本市の小学校や中学校に通学する児童及び生徒、並びに当該児童及び生徒が本市内の高等学校の生徒(以下「離島留学する児童及び生徒」という。)となった場合に、本市におけるホームステイ費及び帰省に要する経費等の支援を行う事業とする。	(1) ホームステイ費 ホストファミリーへ1人 月額 35,000円  (2) 帰省旅費(1回につき) 20,000円	(1) ホストファミリー:4親等以下 (下宿等を含む。)  (2) 帰省旅費 年2回以内とする。  (3) その他 その都度協議する。

	補助金の名称	対象事業	対象事業の概要等	補助率	備考
6	就学支援事業費補助金	(1) 高校生の島外への就職及び進学活動に要する経費補助事業	高校生を対象に、島外での就職及び進学活動に要する経費の支援を行う事業とする。	(1) 1人 10,000円 以内の額	(1) 1人1回に限るが、対象事業の(3)・(4)については、別途支給することができる。  (2) その他 その都度協議する。
		(2) 高校生及び中学生の島内への就職祝い金補助事業（中学生については、島外含む。）	島内へ就職する高校生及び中学生を対象に、就職祝い金の支援を行う事業とする。ただし、中学生については島外への就職も対象とする。	(1) 1人 10,000円	
		(3) 高校生が島内において宿泊を伴う大学入学共通テストを受験するための宿泊に要する経費補助事業	島内において、宿泊を伴う大学入学共通テストを受験する高校生を対象に、島内宿泊に要する経費の支援を行う事業とする。	(1) 1人 10,000円 以内の額	
		(4) 島外において韓国語検定（TOPIK）を受験するための経費補助事業	韓国の大学受験の際に、韓国語検定（TOPIK）3級以上の資格を有することが必須条件となるため、検定に要する経費の支援を行う事業とする。	(1) 1人 10,000円 以内の額	
7	その他市長特認事業補助金	市長が必要と認めた事業		予算の範囲内において、実施することができる。	

補助金の交付にあたっては、算出された金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。